医療保険プランのご案内

傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・ 交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険

2025年版

保存版



重要事項のご説明などはウェブサイトにてご案内いたします。 詳細はパンフレット裏表紙をご確認ください。

申込締切日: 2024年10月4日(金)

保 険 期 間:2025年1月1日午後4時より1年間

(ご契約期間)

保険料払込方法 : 2025年3月給与より控除開始(月払)

加入申込票提出先 : 最寄りの三菱電機保険サービス

お申し込み方法

加入申込票に必要事項をご記入いただき、ご署名のうえ10月4日(金)までに最寄りの三菱電機保険サービスまでご提出ください。

- ★新規加入をご希望の方は、最寄りの三菱電機保険サービスまでご連絡ください。必要書類を送付いたします。
- ★継続加入の方で特にお申し出の無い場合は、前年度と同一タイプにて自動継続扱とさせていただきますので、 加入申込票のご提出は不要です。
- ※補償内容を変更される場合は、加入申込票に変更後の内容をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
 - (A1タイプ(60日型)→C1タイプ(365日型)への変更、特定疾病補償対象外条件の削除を希望する方は、健康状態の再告知が必要です。)
- ※継続を中止される場合は、「継続しない」に○をし、ご署名のうえ、加入申込票をご提出ください。
- ※現在ご加入の方でご継続の場合は、保険始期日時点の被保険者の年令群により保険料が変更となる場合がございますので、ご注意ください。

あいおいニッセイ同和損保の医療保険プランなら団体割引30%

例えば...

こんなときに!

安心できる補償を確保したいけど 保険料はおさえたい!

生命保険ご加入の方に 上乗せ補償でさらなる安心を!

お子さまなどの 医療補償を考え始めた方に! 日帰り入院から

重い病気はもちろん、身近な 1回の入院で60日(A1タイプ 補償されるので長期入院も安心 償100万円がセットされている

精神の病気も

薬物・アルコール依存等を除い

0才から ご加入 保険始期日時点(2025年1月1

医師の診査は不要、

団体契約のため、 5

団体割引30%、大口契約割 るよりも割安な保険料です。

内 容 倡

院

<疾病入院保険金>



このようなときお支払いします

病気の治療のため入院したとき 病気

1日につき 5,000 円 を補償 (支払対象期間:1.095日)

丰 伂

<疾病手術保険金> <疾病放射線治療保険金>



病気の治療のため所定の手術・ 病気 放射線治療を受けたとき

・入院中の手術…疾病入院保険金日額の10倍

・上記以外の手術…疾病入院保険金日額の5倍

・放射線治療…疾病入院保険金日額の10倍

※免責期間は0日です。

术

1

病 気 日帰り手術も補償

病気

日帰り入院から補償

長期入院も安心

何度でも

※日帰り入院については、健康保険上の扱いで判断します。

病院で入院の手続きを行うと健康保険上入院扱となりま

ン

h

<A1タイプ(60日型)>

<C1タイプ(365日型)>

最大 365日まで

最大 60日まで

1回の入院につき(支払限度日数)

※手術・放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払い の限度があります。

死亡・後遺障害

<傷害死亡保険金> <傷害後遺障害保険金>

交通事故等により亡くなったとき 死亡

交通事故等により約款所定の 後遺障害が発生したとき

死亡

傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 100万円

後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺 障害保険金額の4~100%

※傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、 合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

- ●保険期間の開始時(継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります)より前に発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます。)については、保険金をお支払いできません。※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であってもそれが保険期間の開始時(継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります)より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
- ●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

事故傷害補償部分

疾

病

補

償

部

分

適用。病気入院・手術に補償を絞った割安な保険料を実現!

あいおいニッセイ同和損保の医療保険プランなら!

補償!もちろん長期入院も安心!

病気での短期入院もしっかり補償を受けることができます。 (60日型)の場合)、365日(C1タイプ(365日型)の場合)までです。また交通事故等によるケガでの傷害死亡・後遺障害補ので、万が一のときにも役立ちます。

補償!

た精神の病気も補償されます。

OK!

日時点)で0才(生後15日以上)からご加入できます。

健康状態告知のみでご加入できます! 個人加入より割安です!

引10%(傷害のみ)を適用していますので、個人でご加入され

! 肺炎で30日間入院した場合



受取総額 **150,000** 円

疾病入院保険金······· 15万円 (日額5.000円×30日)

! 脳卒中で120日間入院、手術した場合※

(※C1タイプ(365日型)加入で、入院中の手術の場合)



受取総額

650,000 円

疾病入院保険金…… 60万円 (日額5,000円×120日) 疾病手術保険金…… 5万円

月 払 保 険 料

- (注1) 年令は、2025年1月1日時点の満年令となります。更新時には、保険始期日時点の被保険者の年令群により、保険料が変更となる場合があります。
- (注2) 記載の保険料は、被保険者(本人)が10,000名以上(団体割引30%、大口契約割引10%(傷害のみ)適用)にて計算しております。
- (注3) A1、C1の各タイプとも1口の加入となります。

[交通事故危険のみ補償特約・特定精神障害補償特約セット] [疾病入院保険金支払限度日数:60日(A1タイプ)、365日(C1タイプ)・疾病入院保険金支払対象期間:1,095日・免責期間0日]

	タイプ	A 1 タイプ(60日型)	C 1 タイプ(365日型)	
	疾病入院保険金日額	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	
疾病手術保険金		・入 院 中 の 手 術…疾病入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…疾病入院保険金日額の5倍	·入院 中 の 手 術…疾病入院保険金日額の10倍 ·上記以外の手術…疾病入院保険金日額の5倍	
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍		
傷	害死亡·後遺障害保険金	死亡:傷害死亡・後遺障害保険金額(100万円)の全額 後遺障害:後遺障害の程度に応じて 傷害死亡・後遺障害保険金額の4~100%	死亡:傷害死亡・後遺障害保険金額(100万円)の全額 後遺障害:後遺障害の程度に応じて 傷害死亡・後遺障害保険金額の4~100%	
	0(生後15日以上)~4才	780円	920円	
	5~9才	270円	320円	
2	10~14才	230円	270円	
2	15~19才	200円	230円	
5	20~24才	260円	300円	
年	25~29才	380円	450円	
2025年1月1	30~34才	480円	570円	
	35~39才	510円	600円	
旦	40~44才	510円	600円	
日時点	45~49才	630円	750円	
点の満年令	50~54才	910円	1,070円	
	55~59才	1,290円	1,520円	
	60~64才	1,910円	2,260円	
	65~69才	2,710円	3,210円	
	70~74才	4,260円	5,040円	
	75~79才	6,930円	8,200円	

税法上の取扱い(2024年4月現在)

払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。 詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

医療保険プラン(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険 傷害補償(MS&AD 型)特約・疾病補償特約・ の主な補償内容

ご加入できる方(加入資格)

ご家族の方もご加入いただけます!

- ① 役員・従業員本人、役員・従業員本人の配偶者・こども・両親・兄弟姉妹・役員・従業員本人と同居している親族
- ② 2025年1月1日(保険始期日)時点の満年令が、生後15日以上満69才(継続の方は満79才)以下の方
- ※ 新規加入者および補償内容を拡大するタイプに変更される方には「健康状態の告知」をいただきます。(60日型→365日型への変更、特定疾病補償対象外条件の削除)

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<MS&AD型>

傷害+疾病

保険金をお支払いできない主な場合

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通 保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券に被保険者として記載されたご本人となります。

■傷害補償 (MS&AD 型) 特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。

「交通事故危険のみ補償特約」次のいずれかのケガ セット

- a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運 行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ
- b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として 改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によっ て被ったケガ
- c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械 としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ
- d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ
- ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。
- ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

お支払いする保険金の額

2. 傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償内容は次のとおりです。

保険金の種類 保険金をお支払いする場合

- (注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払 いします
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- (注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

11-15-4 - 12-75-4	MIXE C TOXIS 7 O WIT	10×12-7 0 1010×12-100	MAXECUXIA
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後 遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後 遺障害保険金額からその額を差し引いて お支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等
傷後保障	事故によるケガのため、日本の発生の日からその教を生の日以内にしている。 まなの発生の日以内にしている。 本事故の発生の日からを担いた。 本事故の発生の日からを超いている。 本事故の発生の日からをおっている。 本事故の発生の日からをは、のは、のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	傷害死亡・後遺 障害保険金額 × 保険金支払割合 (4%~100%) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後 遺障害保険金額が限度となります。	を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚世いいるできないおそれがある状態で自動車等を運転気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産できたは流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術の一般大きでは、大きでは、大り工でを表している。 の一般では、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 の一般では、対けなが、の地震をおったは、は、大きなが、などでは、大きなが、なができないが、などでは、大きなが、などのでは、大きなが、なができません。 の一般では、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・ 態様によいで通難乗用具を使用している間ずるしたい 態機によい、変通乗用具のうちをもすり 力・法令により、交通乗用具をで用しているである。 造路乗用具を使用していて、変通乗用具をでのうちをはいる。 道路をはいて、交通乗用具をでは、一般をはいるでは、一般をはいるでは、一般をはないで、をのでは、一般をはいれるでは、一般をでは、一般をはいれるでは、一般をは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病(病気といいます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。

金をお支払いします。 ※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。 2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。								
保険金の種類	映金をわ文仏V・9 の場合」にわいし、信療とは医師7 	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合					
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その 入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継 続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証 券記載の免責期間が満了するまでの期間をい います。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 (1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または保険金受取人の故意または重大な過失 (2)被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 (3)戦争、外国の武力行使、革命、					
疾病降	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・技術をの対象になりませた。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。	内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・機発性・故事質などの放射性・故事性・故事性に以外の放射線照射または放射能形染。 ⑥治療を目外の大力に表した場合の大力に表した場合が大力で使で対した、表した、表の等でに対した。 (3) むた見のなお支払いた場合ので対した。対したので変ものできるで対した。対したののできるが表した。対したののできるが表したが表した。原金を者が表した。対した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者を表が表した。原金を者を表が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を者が表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。原金を表した。またまた。またまた。またまた。またまた。またまた。またまた。またまた。ま					

場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術

の開始日についてのみ手術を受けたもの

術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術

・病気を直接の原因としない不妊手術

(5)特定疾病補償対象外の条件でのお

引受けとなり「特定疾病等対象外

保険金の種類 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の額 保険金をお支払いできない主な場合 ・診断、検査(生検、腹腔(くう)鏡検査等) 特約」がセットされている場合。 とします。 保険証券記載の病気に対しては保 のための手術 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術 ・吸引および穿刺などの処置 料が1回のみ算定される区分番号の手術 険金をお支払いできません。 について、その区分番号の手術を複数回 神経ブロック 受けた場合は、2回目以降の手術が保険 金をお支払いする同じ区分番号の手術を ·抜釘術 ※1継続契約においては、発病した ・屈折異常に対する手術 時が、その病気による入院を開 受けた日からその日を含めて14日以内に 始した日から保険契約の継続す ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1)手術を受けた時点において、厚生労働大 る期間を遡及して365日以前で 受けたものであるときは、保険金をお支 臣が定める先進的な医療技術をいいま ある場合は、その病気は、保険 払いしません(*)。 期間の開始時以降に発病したも す。また、先進医療ごとに定める施設基 (*) 体外衝撃波胆石破砕術の例 準に適合する病院等において行われるも のとして保険金お支払いの対象 〇手術 ×手術 〇手術 のに限りますので、対象となる手術、医 となります。 療機関および適応症は限定されます。 ※2 テロ行為によって発生した病気 10月1日 10月10日 10月25日 に関しては自動セットの特約に (*2)治療を直接の目的として、メス等の器具 を用いて患部または必要部位に切除、 ・10月10日の手術は、10月1日の手術か より保険金お支払いの対象とな 摘出等の処置を施すものに限ります(診 ら14日以内のため、保険金をお支払い ります。 断、検査等を直接の目的とした診療行為 しません。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えてい および注射、点滴、薬剤投与(全身・局 ・10月25日の手術は、10月1日の手術か る場合であっても、脳波所見、 所)、放射線照射、温熱療法による診療 理学的検査、神経学的検査、臨 ら14日経過後のため、保険金をお支払 床検査、画像検査、眼科・耳鼻 行為を除きます)。 いします。 科検査等によりその根拠を客観 次のいずれかに該当した場合 1回の放射線治療について次の額をお支払い 的に証明することができないも 放 線 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保 射 します。 のをいいます。 治 険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内 痞 ※4 自動セットされる「特定精神障 疾病入院保険金日額 × 10 険 に病院または診療所において、その病気の治 害補償特約」により、平成6年 療を直接の目的として放射線治療を受けたと ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払い 10月12日総務庁告示第75号に定 の限度は以下のとおりとなります。 められた分類項目(*)中のF00 ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療 からF09までまたはF20からF 院または診療所において、発病した病気の治 を同一の日に複数回受けた場合、1回の 99までに該当する精神障害を原 療を直接の目的として放射線治療を受けた場 放射線治療に対してのみ保険金をお支払 因として発病した病気に対して いします。 は、保険金お支払いの対象とな ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療 ①公的医療保険制度において放射線治療料の を複数回受けた場合、同一の診療行為に (*) 分類項目の内容については厚生 対象となる診療行為 ついて、2回目以降の放射線治療が保険 労働省大臣官房統計情報部編 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温 金をお支払いする放射線治療を受けた日 「疾病、傷害および死因統計分 熱療法による診療行為 からその日を含めて60日以内に受けたも 類提要 ICD-10(2003年度版)準 (*)放射線治療を受けた時点において、厚生労 のであるときは、保険金をお支払いしま 拠」によります。 働大臣が定める先進的な医療技術をいいま せん。 す。また、先進医療ごとに定める施設基準 に適合する病院等において行われるものに 限りますので、対象となる手術、医療機関 および適応症は限定されます。

支払対象期間:疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。 疾病手術保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。 疾病放射線治療保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

医療保険プラン(『傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・のご加入にあたって

<ご加入にあたって>

- ●この保険は三菱電機株式会社を保険契約者とし、三菱電機株式会社の役員・従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- ●団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(三菱電機株式会社)に交付されます。

<自動継続について>

- ・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。
- (※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

<告知について>

- ●健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受 条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

<万一、事故が起こった場合の手続き>

- ●万一事故が起こった場合は、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社 (海外にあるものを含む) が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。 詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。

医療保険プラン(傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険)加入申込票記入例

- ■新規加入、変更、脱退をされる方は、加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、
- - ■保険加入に関するお問合わせは、パンフレットに記載の取扱代理店または引受保険会社までお願いいたします
- **ご提出は必要ありません。** 書類のご返送、 前年加入内容から変更がない場合、

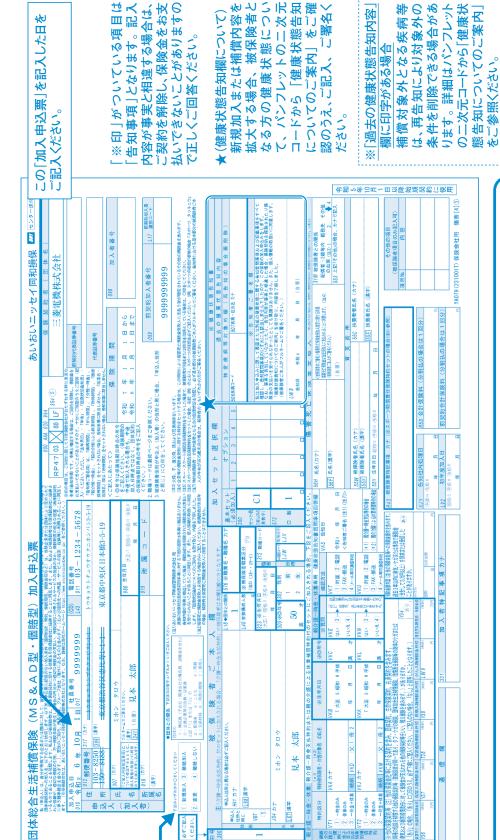
込人氏名、社員番号をご記入ください。(フリガナもお願いし # 電話番号、郵便番号、住所、

該当する加入区分に○印をして

こ〇印をし、フルネームでご署名 変更内容をご記入のうえ「2 変更」 変更の場合)

脱退の場合)

[4 継続しない] に〇印をし、フル おり、一部の方が脱退する場合は、 .2 変更」にO印をし、フルネームで 複数の被保険者がご加入いただいて ネームでご署名ください。 ご署名ください。 ★期日までに変更または脱 退のお申し出のない場合、 自動継続となります。



复数の被保険者のうち一部の方のみ変更(一部の方のみ脱退を含む)がある場合でも、全員分の加入申込票をご提出ください 変更しない方の加入申込票は追記いただかず、そのままご提出ください)。 ご不明の場合、取扱代理店宛ご照会ください。 ※上記の「団体総合生活補償保険(MS&AD型・個賠型)加入申込票」は記入要領用のものであり、実際に配布された ものと内容が異なることがあります。

サービスのご案内

健康維持に役立つ情報提供や病気に関するご相談などでみなさまの健康生活をしっかりサポート!

「医療保険プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- ■健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ■ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- ■暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

医療カウンセリングサービス

■セカンドオピニオンのご相談/面談専門医のご紹介/"がん"粒子線治療のご相談

健康安心サポート

- ■健康検診サービス (人間ドック施設のご紹介 /PET 検診施設のご紹介)
- ■健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ■介護安心サービス (介護安心相談 / 介護に関する業者・施設情報のご提供) / 認知症 TESTER (テスター)
- ■メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- ■暮らしのトラブル (法律)・税務ご相談 (法律のご相談 / 税務のご相談)
- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証でご確認ください。

こちらの重要事項のご説明を 必ずご確認ください

詳しくは右記二次元コードまたは URLより、重要事項のご説明・健康 状態告知についてのご案内・団体総合 生活補償保険サービスのご案内をご確 認ください。

-ドまたは URL からこ 次元コー 確認できない場合は取扱代理店または 引受保険会社までご請求ください。

 $\Box U$

重要事項のご説明

GN22D010833

https://aioinissaydowa-wpm.jp/ gid/ds_dsmsad2302.pdf

健康状態告知についてのご案内



GN22D010912

https://aioinissaydowa-wpm.jp/ gid/hc_dsmsadpod2310.pdf

団体総合生活補償保険サービスのご案内



GN24-300006

https://aioinissaydowa-wpm.jp/ gid/si_ds2409.pdf

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】

三菱電機保険サービス株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-1-1 (国際ビル 8 階)

TEL: 03-5219-5526

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- ●受付時間 平日9:00~17:00
- ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ●ご加入の団体名(三菱電機株式会社)をお知らせください。「加入者証」等を お持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 0120-985-024 (無料)

- ●受付時間 24 時間 365 日
- ●おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続十思基本契約を締結しています。 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]

0570-022-808

- ●受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ●おかけ間違いにご注意ください。
- ●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第二部 営業第一課

〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19

TEL: 050-3460-1058 FAX: 03-6748-7845